

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）
（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 25 日	
(宛先) 高崎市長	
提出者 住 所 群馬県高崎市八幡町 3 2 1 番地 氏 名 ピー・アンド・ジー株式会社 高崎工場 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 027-328-6300 (代表)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ピー・アンド・ジー株式会社 高崎工場
事業場の所在地	群馬県高崎市八幡町 3 2 1 番地
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	化学工業
②事業の規模	令和 7 年度の生産実績： 洗濯洗剤関連生産量 (230, 150 t)、台所洗剤その他生産量 (74, 119 t)
③従業員数	347 人 (令和 8 年 3 月 31 日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<div><div><ul style="list-style-type: none">●燃えやすい廃油●pH2.0 以下の廃酸●pH12.5 以上の廃アルカリ●燃えやすい廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)●廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)●廃アルカリ (基準値を超える有害物質を含むもの)●pH2.0 以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)</div><div><ul style="list-style-type: none">●焼却●中和●リサイクル</div><div><ul style="list-style-type: none">●埋立 (管理型)●リサイクル (セメント原料等)</div></div>

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者	高崎工場長	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業廃棄物の処理に関する各種事項の決定 ● 産業廃棄物の処理方針の策定
廃棄物管理担当	ケーパビリティーエンジニアリング HS&Eプログラムリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理表の交付・管理 ● 工場内産業廃棄物の管理 ● 廃棄物処理計画の作成 ● 工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ● 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ● 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ● 監督官庁への各種報告 ● 社員、関連会社に対する教育・啓発

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】添付資料1参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ● 廃酸について <ul style="list-style-type: none"> ➢ プロセスで副産物として発生するが、最小化するために運転方法、プロセスの改善を進めてきた。 ● 廃油、廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定施設設置に伴い基準値を超える有害物質を含んだ廃棄物が増加したため、有害物質除去装置を設置。 		
② 計画	【目標】添付資料1参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） <ul style="list-style-type: none"> ● 原単位で年間2%の排出量の削減 ● 廃酸について <ul style="list-style-type: none"> ➢ 引き続きプロセスの改善を進めるとともに、プロセス内での再利用化率を改善する。 ➢ 産廃処分から有償売却によるリサイクルへの移行検討。 ● 廃油、廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 有害物質除去装置の稼働率をあげ、普通産廃として排出、あるいは公共下水道に排出を検討する。 		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ● 特に実施していない。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ● 今後も実施の予定はない。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】添付資料1参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ● 特に実施していない。		
② 計画	【目標】添付資料1参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ● 今後も実施予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】添付資料1参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ● 特に実施していない。		
② 計画	【目標】添付資料1参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ● 今後も実施予定はない。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】添付資料1参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ● 特に実施していない。		
② 計画	【目標】添付資料1参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ● 今後も実施予定はない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】添付資料1参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ● 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連法令、その他の規則を遵守した業者に処理委託を実施。 ● 定期的な処理委託業者への監査の実施。		

(第5面)

② 計画	【目標】添付資料1参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ● 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理の継続実施。 ● 優良認定処理業者への委託処理量の改善。 ● 処理業者への再生利用委託量の改善。		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル 廃棄物を除く。)	779.785	t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) ● 特になし(既に電子マニフェスト導入済)		

(第 6 面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物の海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

添付資料 1

名 称		計 画									
		A 排出量	B 自ら再生利用	C 自ら熱回収を	D 自ら中間処理により	E 自ら埋立処分又は	F 産業廃棄物の				
		(t)	行った量 (t)	行った量 (t)	減量した量 (t)	海洋投入処分を行った量 (t)	全処理委託量 (t)	G 優良認定処理業者への処理委託量(t)	H 再生利用業者への処理委託量(t)	I 認定熱回収業者への処理委託量(t)	J 認定熱回収業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)
前年度実績 ／ 今年度の計画	現状／計画	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量	Aの量のうち、自ら再生利用した量	Aの量のうち熱回収を行った量	Aの量のうち、自ら中間処理により減量した量	Aの量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	Fの量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	Fの量のうち、処理業者への再生利用委託量 (I、J除く)	Fの量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	Fの量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
産業廃棄物の種類	現状	14.305	0.000	0.000	0.000	0.000	14.305	14.305	0.000	0.000	14.305
	計画	14.019	0.000	0.000	0.000	0.000	14.019	14.019	0.280	0.280	13.458
燃えやすい廃油	現状	395.600	0.000	0.000	0.000	0.000	395.600	7.070	388.530	0.000	7.070
	計画	387.688	0.000	0.000	0.000	0.000	387.688	7.754	379.934	0.000	7.754
pH2. 0以下の廃酸	現状	221.080	0.000	0.000	0.000	0.000	221.080	221.080	220.750	0.000	0.330
	計画	216.658	0.000	0.000	0.000	0.000	216.658	216.658	216.658	0.000	0.000
pH12. 5以上の廃アルカリ	現状	0.260	0.000	0.000	0.000	0.000	0.260	0.260	0.000	0.000	0.260
	計画	0.255	0.000	0.000	0.000	0.000	0.255	0.255	0.000	0.000	0.255
燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	現状	16.990	0.000	0.000	0.000	0.000	16.990	1.420	0.000	15.570	1.420
	計画	16.650	0.000	0.000	0.000	0.000	16.650	1.332	0.000	15.318	1.332
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	現状	123.300	0.000	0.000	0.000	0.000	123.300	106.910	86.770	16.390	20.140
	計画	120.834	0.000	0.000	0.000	0.000	120.834	108.751	84.584	24.167	12.083
廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	現状	8.250	0.000	0.000	0.000	0.000	8.250	0.000	0.000	8.250	0.000
	計画	8.085	0.000	0.000	0.000	0.000	8.085	0.000	0.000	8.085	0.000
pH2. 0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	現状	8.250	0.000	0.000	0.000	0.000	8.250	0.000	0.000	8.250	0.000
	計画	8.085	0.000	0.000	0.000	0.000	8.085	0.000	0.000	8.085	0.000

添付資料 1

		計 画									
		A 排出量	B 自ら再生利用を行った量	C 自ら熱回収を行った量	D 自ら中間処理により減量した量	E 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	F 産業廃棄物の全処理委託量	G 優良認定処理業者への処理委託量(t)	H 再生利用業者への処理委託量(t)	I 認定熱回収業者への処理委託量(t)	J 認定熱回収業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)
		(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)				
名 称	現状／計画										
産業廃棄物の種類	前年度実績 ／ 今年度の計画	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量	Aの量のうち、自ら再生利用した量	Aの量のうち熱回収を行った量	Aの量のうち、自ら中間処理により減量した量	Aの量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	Fの量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	Fの量のうち、処理業者への再生利用委託量(I、J除く)	Fの量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	Fの量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
	現状										
	計画										
合計	現状	779.785	0.000	0.000	0.000	0.000	779.785	351.045	696.050	40.210	43.525
	計画	764.189	0.000	0.000	0.000	0.000	764.189	348.768 ⁹	681.457	47.850	34.882